

令和9年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局園芸作物課園芸流通加工対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> トマトピューレー及びトマトペースト <制度名> 関税割当制度									
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。									
税 番	統計 細分	品 目	現行税率			改正後税率			W T O 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠			
2002.90	211	トマトピューレー ー及びトマトペ ースト（気密容 器入りのもの）	20%	無税		（同左）	（同左）		16%	△34 百万円	－ 百万円
2002.90	221	トマトピューレー ー及びトマトペ ースト（気密容 器入りのもの以 外のもの）	20%	無税		（同左）	（同左）		16%	△199 百万円	－ 百万円
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和9年3月31日まで」とされているものを1年以上延長する。								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況			① 現状 (1)改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等 国内のトマト加工品製造事業者は、トマトジュース、トマトケチャップ及びト マトソース（以下、トマト加工品）の原料として、国産加工用トマトから製造した 国産トマトピューレー・ペーストを使用するとともに、国産トマトピューレー・ ペーストだけでは国内需要を満たせないことから、不足分を輸入しているところ。 一方、国産加工用トマトは、農家と加工品製造事業者との契約栽培であり、茨 城県、北海道、長野県を中心に比較的冷涼な地域で生産され、夏期における安定 した収入が見込まれる作物として農家経営の安定に寄与している。 しかしながら、国産品と輸入品との内外価格差が2倍以上と大きいことから、 加工用トマトの生産コストの低減による国際競争力の向上を図る必要があり、機 械化収穫に対応するためのほ場の集約化・大規模化が喫緊の課題となっている。								

このため、トマト加工品製造事業者は、契約栽培農家の拡大を進めるとともに、業界を挙げて収穫機械の普及に取り組んでいるものの、生産者の高齢化や離農、近年の天候不順等により生産量は横ばい傾向にある。

このように、国産品と輸入品との内外価格差が依然として大きく、十分に国際競争力を確保できていない現状では、一定数量の範囲内で低税率の輸入品を確保しつつ、一定数量を超えた分については国内生産者の保護が図られる本制度が引き続き必要である。

○国産加工用トマトの作付面積及び生産量 単位：ha、トン

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
作付面積	485	476	448
生産量	26,765	27,053	22,848

○国産品と輸入品との間に存在する内外価格差

	国産品価格	輸入品価格	内外価格差
令和5年度	544 円/kg	201 円/kg	2.71 倍
令和6年度	578 円/kg	234 円/kg	2.47 倍
令和7年度	578 円/kg	220 円/kg	2.63 倍

※トマトケチャップ・トマトソース用のトマトピューレー・ペーストの国産品価格を算出することはできないため、トマトケチャップの価格（年ごと）

(2) 輸入状況等

○トマトピューレー・ペースト(2002.90-211,221) 単位：トン、百万円

国名 \ 年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	数量	価額	数量	価額	数量	価額
中国	5,916	1,144	5,086	1,045	6,923	1,038
トルコ	1,201	322	2,697	729	1,710	379
ウクライナ	—	—	77	24	169	38
計(含その他)	7,231	1,494	7,899	1,807	8,822	1,459

(3) 国際市況等

○カリフォルニア産トマトペーストの平均価格 単位：USD/t

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平均価格	2,125	1,663	1,367

※AMITOMのTOMATO newsから年度平均価格を算出。

(4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態

トマトピューレー・ペーストについては、CPTPP、日EU・EPAでは段階的に6年目（令和5年）に関税撤廃、日米貿易協定では段階的に5年目（令和5年）に関税撤廃したところ。一方で、トマトケチャップ、トマトソースについては、日米貿易協定では除外した。

	② 問題点 依然として国産品は安価な輸入品との内外価格差が大きく、輸入品に対して十分な国際競争力が確保されていない中、安価な輸入品が無秩序に流入した場合、国内の加工用トマト生産者の保護を図ることが困難になる。他方、関税割当制度が延長されない場合、より高税率の輸入となり国内需要者の安価な原料調達が困難となる。
改正の必要性和目的達成の見通し	① 改正の目的（政策の達成目標） 需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するため。 ② 改正の方向性 改正の目的である①需要者に対して安価な輸入品の供給を確保すること、及び、②国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することを同時に（効率的に）達成することは、両者（①及び②）に対するバランスの取れた補助金等の予算措置を講ずることができない限り困難であり、補助金等の財政負担を生じることなく、国内生産者の保護と国内需要者の安価な原料調達を確保できる関割制度が最適な制度である。 ③ 改正目的達成予定時期 加工用トマトの生産性の向上が図られ、内外価格差が無くなるなど国産品が安価な輸入品と対抗しうる十分な国際競争力を確保するまで、本制度を継続する必要がある。
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1) 改正による国内産業保護に与える効果・影響 本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護しつつ、生産性向上の取組等により国産品の価格を低減することで、国際競争力の強化を推進することができる。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保することで、国内産のトマトケチャップ・ソースを安価に購入することができる。 (3) その他の効果・影響 特記事項なし。 ② 改正の妥当性 上記を踏まえ、本制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内生産者の保護と国内需要者の安価な原料調達を確保できることから、本制度の継続が最も望ましい。

政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 当省においては、本要望に関連する政策目標として、総合的な食料安全保障の確立を図ることとしており、令和6年度の総合評価書「総合的な食料安全保障の確立」において、「我が国の総合的な食料安全保障の確保に向けて、評価対象政策である「総合的な食料安全保障の確立」に対して一定の有効性が確認された」とされているところ。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 上記①の政策評価を踏まえ、当省としては、引き続き我が国の総合的な食料安全保障の確立に向けた様々な取組を維持・促進していく必要があることから、こうした取組を支援する一環として、トマトピューレー・ペーストに係る関税割当制度についても、引き続き延長することが適当。 ③ 政府方針と改正の関係 食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない」とされている。 本制度の継続により、一定数量の範囲内で低税率での需要者に対する輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた分については国内生産者が保護されることにより生産性向上の取り組みをより効果的に実施できる。 ④ 関連措置 【産地生産基盤パワーアップ事業】 地域一丸となって水田、畑作、野菜等の収益力強化に計画的に取り組む産地に對し、農業機械のリース導入や施設整備等を総合的に支援。 【持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援】 加工・業務用野菜の国産シェア奪還に向け、生産者、中間事業者、実需者等が連携して行う、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通・販売方式の変革、作柄安定技術の導入等、実需者ニーズに対応した国内産地による周年安定供給を確立するための取組等を支援。 【特定農産加工業経営改善等臨時措置法】 トマト加工品製造業者を含めた食品製造事業者の経営の改善を図ることを目的とする「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」に基づき、トマト加工品製造業者に対する金融税制上の優遇措置を講じている。
------------------	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	トマトピューレー及びトマトペーストの関税割当制度は、平成元年に導入されて以降、現在まで延長されている。																		
措置による効果	○国産品と輸入品との間に存在する内外価格差 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>国産品価格</th><th>輸入品価格</th><th>内外価格差</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年度</td><td>544 円/kg</td><td>201 円/kg</td><td>2.71 倍</td></tr> <tr> <td>令和6年度</td><td>578 円/kg</td><td>234 円/kg</td><td>2.47 倍</td></tr> <tr> <td>令和7年度</td><td>578 円/kg</td><td>220 円/kg</td><td>2.63 倍</td></tr> </tbody> </table> ※トマトケチャップ・トマトソース用のトマトピューレー・ペーストの国産品価格を算出することはできないため、トマトケチャップの価格（年ごと） ○本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を更に強化することができる（本制度は維持されない場合、上記内外価格差はさらに拡大）				国産品価格	輸入品価格	内外価格差	令和5年度	544 円/kg	201 円/kg	2.71 倍	令和6年度	578 円/kg	234 円/kg	2.47 倍	令和7年度	578 円/kg	220 円/kg	2.63 倍
	国産品価格	輸入品価格	内外価格差																
令和5年度	544 円/kg	201 円/kg	2.71 倍																
令和6年度	578 円/kg	234 円/kg	2.47 倍																
令和7年度	578 円/kg	220 円/kg	2.63 倍																